

(様式5)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

			資料番号	7	担当課	医療対策課
法令名	保健師助産師看護師法	根拠条項	第22条4	許認可等の内容	外国の准看護師養成所等を卒業した者等の受験資格の認定	
<p>保健師助産師看護師法 第二十二條 准看護師試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、これを受けることができない。 四 外国の第五条に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、前条第四号に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が適当と認めたもの</p> <p>保健師助産師看護師法施行規則 第三十二條 法第二十二條第四号の規定により、准看護婦試験の受験資格を認める基準は、同条第一号又は第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者であることとする。</p>						